

弦打地区幼保一体化施設増築棟賃貸借に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月
高松市

目 次

1	業務の目的	1
2	業務の概要	1
3	参加形態	3
4	参加資格	3
5	スケジュール	4
6	参加表明書等の提出	5
7	質問の受付及び回答	6
8	企画提案書等の提出	7
9	企画提案書等の作成要領	10
10	審査方法	10
11	プレゼンテーションの実施	10
12	審査結果の通知	11
13	仕様書の協議、基本協定及び契約	11
14	参加者の失格	12
15	公募型プロポーザルの中止等	12
16	適正な労働条件の確保に関する項目	12
17	不当要求行為の排除対策	13
18	周知事項	13
19	その他留意事項	13
20	配布資料一覧	14

1 業務の目的

「高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画」に基づき、令和9年度の幼保連携型認定こども園の開園を目指し、弦打地区幼保一体化施設を整備する。

整備に当たっては、少子化の進行や幼稚園児童の急速な減少の状況、将来的な教育・保育ニーズの縮小が想定されることなどを踏まえ、迅速な整備を進めるとともに、将来的な施設規模の縮小も念頭に整備を行うため、既存保育所を活用しながら、不足する保育室等の増築をリース方式（賃貸借方式）によって行う。

増築の賃貸借に当たっては、教育・保育施設としてふさわしい設備や機能を備えたものとするため、性能、実績、価格、企画力等を総合的に審査可能なプロポーザル方式により事業者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

弦打地区幼保一体化施設増築棟賃貸借

(2) 業務内容

幼保連携型認定こども園の増築棟の賃貸借

詳細は、別添1「弦打地区幼保一体化施設増築棟賃貸借仕様書」を参照

ア 設計業務

イ 増築棟建築業務、外構工事業務

ウ 工事監理業務

エ 維持管理業務

オ 賃貸借期間満了後の増築棟撤去業務

カ その他、本業務に必要となるもの

(3) 業務場所

ア 所在等：高松市鶴市町字中所 359 番 1（面積 1,549.98 m²）※弦打保育所敷地
同所 360 番（面積 1,389.76 m²）※弦打幼稚園敷地

イ 用途地域等：一般・環境保全型（容積率 100%、建ぺい率 60%）
幹線沿道 I 型（容積率 200%、建ぺい率 60%）

(4) 増築棟の概要

幼保連携型認定こども園の基準を満たすこと。

詳細は、別添1「弦打地区幼保一体化施設増築棟賃貸借仕様書」を参照

ア 構造：提案による

イ 階層：提案による

ウ 規模：提案による（450 m²程度を想定）

エ 位置：提案による（範囲は別添資料参照）

オ 人数：職員 4 名、児童数 70 名（4 歳児 35 名、5 歳児 35 名）

(5) 履行期間

ア 設計・整備期間：契約締結の日から令和8年11月まで

※令和8年1月末頃までを設計期間とし、その間に市が埋蔵文化財の発掘調査を行う。

イ 賃貸借期間：令和8年12月～令和18年11月30日（10年間）

(6) 見積上限額（消費税及び地方消費税額を含む）

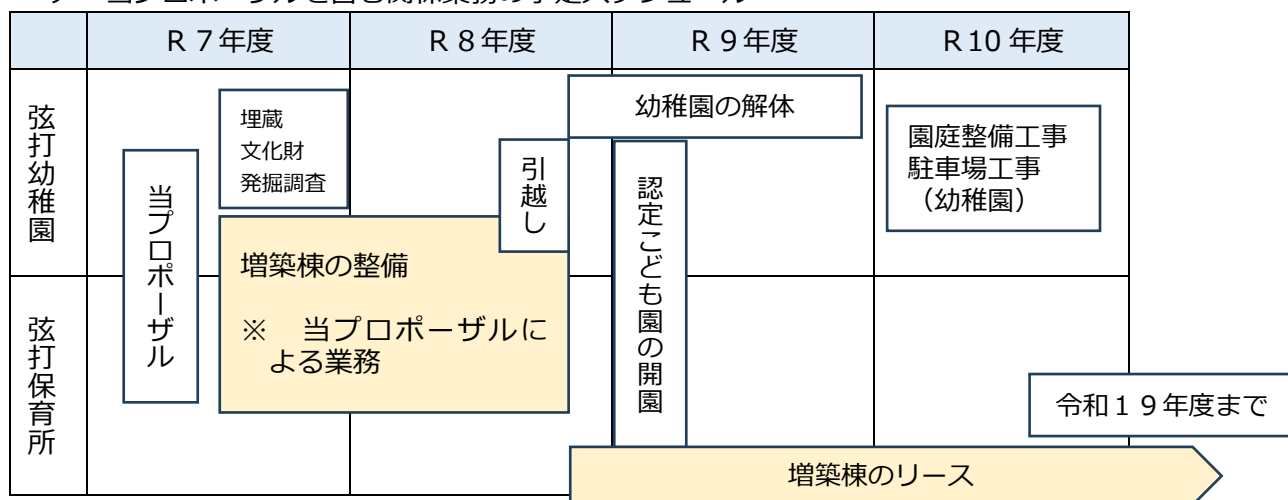
323,000,000円（賃貸借料）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

※賃貸借料は、上記賃貸借期間において月払いとする。

(7) その他

ア 当プロポーザルを含む関係業務の予定スケジュール



イ 既存施設の概要

		弦打幼稚園	弦打保育所
構 造		RC 造（平屋建て）	RC 造（2階建て）
延床面積		546 ㎡	711 ㎡
敷地面積		2,353 ㎡	1,623 ㎡
定 員		105	150
現 員	0 歳児	－	1 人
	1 歳児	－	20 人
	2 歳児	－	21 人
	3 歳児	2 人	26 人
	4 歳児	4 人	28 人
	5 歳児	5 人	25 人
	計	11 人	121 人

※弦打幼稚園及び弦打保育所の現員は令和7年5月現在のもの

3 参加形態

応募事業者は、単独又は共同で本業務を実施できる企業団体（以下「共同企業体」という。）とすること。

4 参加資格

（１） 応募事業者（共同企業体の場合はその構成員の全て）は、次の要件を全て満たすこと。

ア 他の応募事業者（共同企業体の場合はその構成員）を兼ねていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 参加表明書の提出日現在で、高松市入札参加資格者名簿に登録されていること。

エ 公募型プロポーザルの公表の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成 24 年高松市告示第 403 号）による指名停止を受けていないこと。

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。

キ 参加表明書提出の時点において、国税及び地方税の滞納がないこと。

（２） 応募事業者（共同企業体の場合は代表企業に限る。）は、次の要件を全て満たすこと。

ア 参加表明書の提出日現在で、高松市入札参加資格者名簿（物品等）において、業種「レンタル・リース」、営業種目「建材・資材」に登録されていること。

イ 高松市物品・委託・役務の提供等指名競争入札等選定要領（令和 5 年 1 月 1 日施行）第 3 条第 3 項に規定する市内企業又は準市内企業であること。

ウ 本要領公表日から過去 15 年間（下請実績の場合は 7 年間）において、日本国内で認定こども園その他の建物において、リース（賃貸借）又は建築（新築、増築、改築）契約の実績があること。

※リース契約（賃貸借契約）の場合、契約期間中であってもよいものとする。

5 スケジュール

公募型プロポーザルの公表から事業者選定までのスケジュールは、次のとおり。

内 容	日 時
公募型プロポーザルの公表	令和7年6月26日（木）
参加表明に係る質問受付期限	令和7年7月2日（水）午後5時まで
参加表明に係る質問回答	令和7年7月9日（水）
参加表明書等の提出期限	令和7年7月11日（金）午後5時まで
1次審査結果通知	令和7年7月18日（金）
企画提案に係る質問受付期限	令和7年7月25日（金）午後5時まで
企画提案に係る質問回答	令和7年8月1日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年8月29日（金）午後5時まで
2次審査（プレゼンテーション）	令和7年9月初旬頃
2次審査結果通知	令和7年9月中旬頃

※状況により変更する場合がある。

6 参加表明書等の提出

(1) 本プロポーザルに参加する場合は、提出期限までに次の書類を提出すること。

様式番号	提出書類	備 考
第1号	参加表明書（1部）	共同企業体の場合は、「共同企業体名、代表企業名、代表企業代表者名、全ての構成員を記載すること。
第2号	委任状（1部）	共同企業体の場合に限る。
任意	共同企業体協定書の写し （1部）	共同企業体の場合に限る。
第3号	会社概要書（1部）	共同企業体の場合は、全ての構成員について提出すること。
－	国、都道府県及び市区町村税の「納税証明書」又は「滞納無証明書」（1部）	発行後3か月以内のもの（写し可） 共同企業体の場合は、全ての構成員について提出すること。
－	リース又は建築の契約書の写し、又は実績証明書（1部）	本要領公表日から過去15年間（下請実績の場合は7年間）における、国内でのリース（賃貸借）又は建築（新築、増築、改築）の実績 ※件数は3件とするが、この際の優先順位は同種施設、類似施設、その他施設とする。 ※同種施設の対象は、認定こども園、保育所、幼稚園とする。 ※類似施設の対象は、社会福祉施設、学校教育法に規定の学校とする。 ※その他施設の対象は、同種施設や類似施設以外の建築物とする。
任意	過去の同種、類似、その他業務の実績（10部）	上記の実績について、施設概要（施設主用途、構造、規模、延床面積（複合施設の場合は、各用途別面積表を添付すること。））やコンセプトを簡潔に記載し、写真（外観、内観各一点）、図面（配置図、主要階平面図各一点）とともにまとめること。 ※実績ごとにA4縦（片面）2枚以内にまとめること。 ※外観や内観の写真はカラーコピーとしてもよい。 ※応募事業者（共同企業体の場合はその構成員のすべて）の名称及びロゴマークを記載しないこと。

(2) 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

ア 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る方法により、期限までに必着。）

イ 提出先

高松市健康福祉局 こども保育教育課 施設対策室

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL : 087-839-2359

ウ 提出期限

令和7年7月11日（金）午後5時まで（持参の受付は閉庁日を除く。）

（3）参加表明後の辞退

参加表明書等を提出した後に、提案を辞退する場合は、次の項目を記載した「辞退届」（任意様式）を提出すること。

項目：業務名、所在地、事業者名、代表者職氏名（押印）、辞退理由

7 質問の受付及び回答

（1）質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第4号）により行うものとし、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。

なお、持参以外の方法による場合は、電話で受付の確認を行うこと。電話及び口頭による質問・照会は受け付けない。

（2）提出先

高松市健康福祉局 こども保育教育課 施設対策室

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL : 087-839-2359

FAX : 087-839-2360

（3）質問書の提出期限

ア 参加表明に係る質問

令和7年7月9日（水）午後5時まで

イ 企画提案に係る質問

令和7年7月25日（金）午後5時まで

（4）質問に対する回答

ア 参加表明に係る質問

令和7年7月9日（水）までに、本市ホームページに掲載する。

イ 企画提案に係る質問

令和7年8月1日（金）までに、本市ホームページに掲載する。

（5）その他

ア 回答は本プロポーザル実施要領に対して、追加又は修正したものとみなす。

イ 提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。

ウ 他の応募事業者からの企画提案書等の提出状況に関する質問及び審査に関する質問は受け付けない。

エ 質問者の名称等は公表しない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに必要な書類は、下の表に定めるところにより、(1) から (8) ま
でに章立てした企画提案書のほか、添付資料などを作成し提出すること。

- ア 企画提案書等提出書 1 部 (様式第 5 号)
- イ 配置予定の管理技術者等の資格確認調書 1 部 (様式第 6 号)
- ウ 見積書 1 部 (任意様式、A4 縦)
- エ 企画提案書 ((1) ~ (8)) 10 部 (任意様式、A4 縦)
- オ 添付資料 10 部 (任意様式、A3 横) ※A4 に折る。

※ ア、イ、ウをまとめて A4 ファイルに閉じること。(1 部)

※ エ、オをまとめて A4 ファイルに閉じること。(10 部)

※ エ、オには、応募事業者 (共同企業体の場合はその構成員のすべて) の名称及びロ
ゴマークを記載しないこと。

様式 番号	提出書類	備 考
第 5 号	企画提案書等提出書	共同企業体の場合は、「共同企業体名、代表企業名、代表企業代表者 名、全ての構成員を記載すること。
第 6 号	配置予定の管理技術者等 の資格確認調書	※配置予定者について、1 級建築士の資格の証明書類 (写) を添付 すること。 ※監理技術者については、監理技術者資格者証 (写) も添付するこ と。
任意	見積書	見積書には総額 (消費税及び地方消費税額を含む。) を記載すること。 見積書には、仕様書の「3 (8) リース料に含まれるもの」の項目 に分けて積算した内訳書を添付すること。 ※見積書の総額は、2 (6) の見積上限額を超えないこと。

様式 番号	提出書類		備 考
任意	企画 提案書	(1) 配 置 計 画 ・ 動 線	①全体の配置図（増築棟、弦打保育所） 参考図書に示す完成後の想定に増築棟を落とし込むこと。 ※既存保育所や園庭、駐車場を繋ぐ動線を示すこと。
		(2) 増築棟の 意匠	①増築棟の外観イメージ 増築棟の外観や内装が分かるようなイメージ図を作成すること。 ②使用予定の仕上げ材の写真や実例等が分かるもの 増築棟の質感等が分かるような資料とすること。 ※本項目は、増築棟のいわゆる見た目を審査するものであり、機能 性や安全性等は「(3) 増築棟の機能性」で審査する。
		(3) 増築棟の 機能性	①増築棟の配置図・平面図 諸室の面積を付記するとともに、可能な限り各設備等のレイアウ ト（便器の設置イメージ等）を記載すること。 なお、各保育室には有効面積及び受入可能児童数を記載すること。 ②増築棟の機能性が分かる資料（項目ごとに作成） ㊦施設の利用しやすさ ㊧断熱性、遮音性等の性能 ㊨安全性、衛生面及びユニバーサルデザインへの配慮 ㊩防犯、災害対応を考慮した設計
		(4) 児童数減 少に対応するた めの工夫	今後、更なる少子化の進行が想定されるため、児童数の減少にも柔 軟に対応できる増築方法を提案すること。
		(5) 脱炭素化 の工夫	本市では、高松市地球温暖化対策実行計画により脱炭素社会の構築 を目指していることを踏まえ、増築棟で取り組む内容、効果等を提 案すること。
		(6) 維持管理	①維持管理方法 施設の維持管理、修繕、撤去を含めたライフサイクルコストの縮 減について記載すること。 ②日常的なメンテナンス 賃借人において必要なメンテナンスについて記載すること。

様式 番号	提出書類		備 考
任意	企画 提案書	(7) 実施体制	①本業務の運営体制 ㊦施工期間 確実かつ安定的に事業を実施できる体制になっていることを記載すること（人員、資金調達、資器材の確保等）。 ㊧リース期間 リース期間中の窓口対応の体制を記載すること。 ②増築棟の整備スケジュール（契約締結から増築棟引渡しまで） ③安全性や周辺環境に配慮した計画 増築棟の整備や、既存保育所の連携について、具体的な進め方及び工夫等を記載 ※増築棟や附帯設備、工作物の整備位置や作業ヤード等、工期中に進入不可となる場所を着色し明示すること。
		(8) 費用対効果	費用対効果について、コスト縮減のために工夫した点や、リース料と整備内容のバランスについて記載すること。
任意	添付 資料	(1) 平面図	既存保育所と増築棟を表現すること。 増築棟には、諸室の面積を付記すること。
		(2) 立面図	増築棟の外観、高さ、渡り廊下等を記載すること。
		(3) 断面図	増築棟と既存保育所の高さ関係も表現すること。
		(4) 配管・配線図	電気・給排水等に係る配管・配線ルートを記載すること。

(3) 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

ア 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）

なお、持参以外の方法による場合は、電話で受付の確認を行うこと。

イ 提出先

高松市健康福祉局 こども保育教育課 施設対策室

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL : 087-839-2359

ウ 提出期限

令和7年8月29日（金）午後5時まで

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。

9 企画提案書等の作成要領

(1) 提案内容

企画提案書の章立ては、2次審査評価基準（別添3）の評価項目とリンクしているので、評価基準を踏まえて、評価項目及び仕様書の要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的に記載したものを作成すること。

(2) 企画提案書の書式等

ア 企画提案書（（1）～（8））はA4またはA3判8枚以内（片面）にまとめるものとする。

イ 文字サイズは、10.5ポイント以上を基本とすること。

ウ 審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響が出る可能性があるため、記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。

(3) 留意事項

ア 書類提出後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

イ 企画提案書は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。

ウ 提出した企画提案書の内容等について、応募事業者にヒアリングを行う場合がある。

エ 提出書類等は返却しない。

10 審査方法

(1) 1次審査（参加資格等）

提出資料（納税証明書、リース契約書の写しなど）や高松市入札参加資格者名簿により、参加資格要件を満たしているかどうかの審査を行う。

なお、応募事業者が5者を超える場合のみ、本市の審査委員により、各事業者の過去の実績を審査し、5者程度を選定する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

2次審査評価基準（別添3）に基づき、本市の審査委員により、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションを審査・採点し、優先交渉権者の決定などを行う。提案者が1者であっても審査基準に達している場合は、本プロポーザルは成立するものとする。

11 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

(1) 開催日時と開催場所

令和7年9月初旬頃

※日時・場所の詳細については、別途通知する。

- (2) 出席人数
 - 1 提案者につき 3 名以内
- (3) 提案時間
 - 1 提案者につき 30 分程度
(提案者からの説明 15 分程度、質疑応答 15 分程度)
- (4) 実施方法
 - 提出した企画提案書により、プレゼンテーションを行うこととし、企画提案書と異なる内容及び追加資料の配布は認めない。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

12 審査結果の通知

- (1) 1 次審査
 - 審査結果を書面により通知する。なお、審査を通過した者には、プレゼンテーションを実施する旨を書面で通知する。
- (2) 2 次審査
 - 審査の結果、提案評価第 1 位の事業者を優先交渉権者とする。
- (3) 選定終了後、選定結果をすべての企画提案者に通知し、本市ホームページ上でも公開する。ただし、優先交渉権者以外の者に関する情報は公開しないものとする
- (4) 優先交渉権者に選定された事業者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は参加資格の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、得点により順位づけられた上位の者から順に交渉を行う。この場合、合意に至らなかった事業者等は、市に対して何ら補償を求められないものとする。
- (5) 企画提案者が 1 事業者のみの場合でも、審査において最高総得点の 5 割以上を獲得した場合には、提案評価第 1 位通過者とする。
- (6) 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

13 仕様書の協議、基本協定及び契約

- (1) 本業務における優先交渉権者と市の基本的な協議が整い次第、優先交渉権者と市で本業務に係る基本協定を締結する。
- (2) 仕様書については、優先交渉権者と協議の上、必要に応じて修正した後、確定することとする。
- (3) 確定した仕様書に基づき、見積徴取を実施する。
- (4) 見積金額が予定価格の範囲内の場合は契約を締結する。
- (5) 見積金額が予定価格を超えている場合は、契約金額等について協議し、協議が整った場合は契約を締結する。

14 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案時の見積書の見積額（税込価格）が、見積上限額を超えている場合

15 公募型プロポーザルの中止等

高松市がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことができるものとする。その場合、本プロポーザルへの参加者が損害を受けることがあったとしても、高松市はその責を負わない。

16 適正な労働条件の確保に関する項目

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間)を遵守すること。
また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

17 不当要求行為の排除対策

本市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

詳しくは、契約監理課ホームページの「例規・要綱等」を参照。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

18 周知事項

- （１） 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにすることが必要。）

⇒ メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先（総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

- ※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/koinjoho/kohyo.html>

- （２） 平成 24 年 6 月 1 日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第 26 号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しているので留意すること。

詳しくは、契約監理課ホームページの「指名停止関係」に掲載。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

19 その他留意事項

- （１） 本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- （２） 提出書類の著作権は企画提案者に帰属するが、本市が本プロポーザルの結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- （３） 提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- （４） 企画提案書等の提出書類は、返却しない。

20 配布資料一覧

(本市ホームページからダウンロードができます。)

No.	資 料 名
1	弦打地区幼保一体化施設増築棟賃貸借に係る公募型プロポーザル実施要領
2	弦打地区幼保一体化施設増築棟賃貸借仕様書（別添 1）
3	1 次審査評価基準（別添 2）
4	2 次審査評価基準（別添 3）
5	参加表明書（様式第 1 号）
6	委任状（様式第 2 号）
7	会社概要書（様式第 3 号）
8	質問書（様式第 4 号）
9	企画提案書等提出書（様式第 5 号）
10	配置予定技術者等の資格確認調書（様式第 6 号）
11	参考図書（参考資料 1）
12	既存施設の図面（参考資料 2）
13	基本協定書（案）（参考資料 3）
14	賃貸借契約書（案）（参考資料 4）

参考（高松市 HP 参照）

- ・ 高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画
- ・ 高松市立就学前教育・保育施設の配置等適正化方針（案）
- ・ 高松市地球温暖化対策実行計画

【問い合わせ先】（提出先）

〒760－8571 高松市番町一丁目 8 番 15 号

高松市健康福祉局こども保育教育課 施設対策室

TEL : 087－839－2359

FAX : 087－839－2360

E メール : kohokyo@city.takamatsu.lg.jp